

業務及び財産の状況に関する説明書

〔2023年12月期〕

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

別途記載がある場合を除き、2023年12月31日現在の状況に基づき作成しております。

5. 役員の氏名

役職名	氏 名
代表取締役社長 取締役 取締役(非常勤) 監査役	小林 悦子 李 鴻基 ギャレス・ダブリュー・ベーター 渡邊 昌一 以上4名

*2024年1月4日付で堤健朗が代表取締役社長に、小林悦子が代表取締役会長に就任いたしました。なお小林悦子は2024年3月25日付で代表取締役会長を退任しております。

6. 政令で定める使用人の氏名

(1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名

役職名	氏 名
コンプライアンス部長	高田 友紀 以上1名

(2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人(金融商品の価値等(金融商品取引法第2条第8項第11号口に規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名

役職名	氏 名
ポートフォリオ・マネージャー、マネージング・ディレクター	小松 高広
ポートフォリオ・マネージャー、マネージング・ディレクター	内山 雅浩
ポートフォリオ・マネージャー、マネージング・ディレクター	小菅 一郎
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	渡部 晃嘉
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	阿比野 郁子
ポートフォリオ・マネージャー、マネージング・ディレクター	鵜飼 哲也
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	土田 逸朗
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	耳塚 敦子
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	長谷 江里子
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	浦田 歩
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	諸富 芳徳
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	李 博
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	蛭川 晃
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	林 隆啓
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	松原 貢
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	向井 恵里子
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	加藤 啓介
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	高橋 昌平
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	澤野 徳彦
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	竹村 歩
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	渋井 理恵
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	高橋 土音
ポートフォリオ・マネージャー、マネージング・ディレクター	クリストファー・ジェームス・ビルバーン
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	赤松 丈寛
ポートフォリオ・マネージャー	西村 万祐
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	齋藤 佳奈
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	岡野 泰輔
ポートフォリオ・マネージャー	堀川 勝
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	真貝 允
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	伊藤 彰朗
ポートフォリオ・マネージャー	潮江 梨理子
ポートフォリオ・マネージャー	柿木 隆宏
ポートフォリオ・マネージャー	勝山 有里紗
ポートフォリオ・マネージャー	ウォン チェク ケイ
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	吉越 純
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	森 美和
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	花嶋 智暁
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	小原 健太郎
ポートフォリオ・マネージャー、ウァイス・プレジデント	前田 克二
ポートフォリオ・マネージャー	久松 礼於

以上40名

7. 業務の種類

- (1) 第一種金融商品取引業: 金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- (2) 第二種金融商品取引業
- (3) 投資助言・代理業
- (4) 投資運用業

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

9. 他にしている事業の種類

- (1) 関係会社の外国投信等について販売会社の獲得に関する業務およびかかる販売会社に対するサービスに関する業務
- (2) 当社の行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

10. 金融商品取引業等に関する内閣府令第7条第3号から第9号及び第11号に掲げる事項のうち行っている業務

有価証券関連業

11. 苦情処理及び紛争解決の体制

当社では、次に掲げる業務の種類ごとに、以下の苦情処理及び紛争解決の体制を講じております。

- ・特定第一種金融商品取引業務
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(以下「FINMAC」という。)との間で特定第一種金融商品取引業務に係る
手続実施基本契約を締結する措置
- ・特定第二種金融商品取引業務
FINMAC(一般社団法人第二種金融商品取引業協会及び一般社団法人投資信託協会からの委託)を利用する措置
- ・特定投資助言・代理業務
FINMAC(一般社団法人日本投資顧問業協会からの委託)を利用する措置
- ・特定投資運用業務
FINMAC(一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会からの委託)を利用する措置

12. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

- (1) 加入する金融商品取引業協会の名称
 - ・日本証券業協会
 - ・一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 - ・一般社団法人日本投資顧問業協会
 - ・一般社団法人投資信託協会
 - (2) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
該当ございません。
13. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当ございません。

14. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

(1) 経済および市況の概況

2023年は、FRB(米連邦準備制度理事会)の利上げのペース並びに利下げへの転換が市場の主要テーマとなりました。株式市場は上昇した一方、米国の10年国債利回りは概ね上昇(価格は下落)する結果となりました。

為替については、米国などの金利上昇に伴い日本との金利差が拡大し、昨年同様に急激に円安が加速する局面がみられました。その結果、当期の投資信託業界では、株式公募投資信託の純資産残高が142.7兆円(2022年12月末)から181.3兆円(2023年12月末)に増加しました。

当社においては、一部のテクノロジー株式ファンドから資金が流出したものの、新規に設定したグローバル社債ファンドや米ドル建てMMF等に資金流入がみられました。また、グローバルゼーションの変化をテーマとした新規の株式ファンドを新設しました。

当期の投資顧問業界は、投資一任業の契約資産が2022年末の485.6兆円から2023年9月末の542.7兆円(+11.8%)への増加となりました。

当社は、年金基金や金融機関を中心とするお客様に、ポートフォリオ特性の向上に資するような資産クラスや運用戦略のご提案を行い、顧客へのソリューション提供に取り組んでおります。クレジット投資戦略やオルタナティブ投資分野、マルチ・アセット戦略でも受託が増加しました。

(2) 収益の状況

当年度の営業利益、当期純利益はそれぞれ、83億円(前期比19億円増)及び54億円(前期比10億円増)計上いたしました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

	2021年12月期	2022年12月期	(単位:百万円) 2023年12月期
資本金	490	490	490
発行済株式総数	6,400株	6,400株	6,400株
営業収益	51,815	49,786	51,702
受入手数料	51,815	49,786	51,702
委託手数料	-	-	-
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	-	-	-
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料	-	98	-
その他の受入手数料	51,815	49,688	51,702
投資信託の委託者報酬	36,507	34,894	35,160
投資一任契約の運用受託報酬	10,307	10,002	10,832
トレーディング損益	-	-	-
株券等	-	-	-
債券等	-	-	-
その他	-	-	-
純営業収益	51,815	49,786	51,702
経常損益	5,912	6,495	8,171
当期純損益	3,912	4,390	5,395

(2) 有価証券引受・売買等の状況

有価証券引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売り付け勧誘等の取扱高

	2021年12月期	2022年12月期	(単位:百万円) 2023年12月期
	私募の取扱高	私募の取扱高	私募の取扱高
受益証券	101,095	189,580	113,552
その他	-	-	-

(3) その他業務の状況

特記事項はございません。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位:百万円)

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
自己資本規制比率 (A/B×100)	368.7%	415.2%	385.5%
固定化されていない自己資本(A)	18,600	21,258	20,476
リスク相当額(B)	5,044	5,119	5,310
市場リスク相当額	73	48	3
取引先リスク相当額	1,930	1,764	1,972
基礎的リスク相当額	3,040	3,306	3,333

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

区分	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
使用人	447人	463人	476人
(うち外務員)	15人	16人	28人

使用人兼務役員は使用人数に含めておりません。

(6) 役員の業績連動報酬の状況(投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

役員の業績連動報酬の状況
該当ございません。

Ⅲ 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

	2022年 12月31日	2023年 12月31日		2022年 12月31日	2023年 12月31日
流動資産			流動負債		
現金及び預金	4,328	4,946	預り金	301	371
有価証券	-	-	一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000	-
預託金	0	0	未払金	2,893	3,967
立替金	1	50	未払費用	3,014	3,146
短期貸付金	19,619	19,628	未払法人税等	569	1,670
前払費用	405	592	その他の流動負債	204	192
未収収益	6,017	6,998	流動負債計	11,984	9,349
その他の流動資産	-	-			
流動資産計	30,371	32,216	固定負債		
			関係会社長期借入金	-	6,000
固定資産			繰延税金負債	-	297
無形固定資産	283	8,548	長期未払費用	1,154	836
投資その他の資産	1,968	694	退職給付引当金	569	663
固定資産計	2,251	9,242	固定負債計	1,724	7,797
			負債合計	13,708	17,146
			純資産の部		
			資本金	490	490
			資本剰余金	390	390
			利益剰余金	18,034	23,430
			株主資本合計	18,914	24,310
			その他有価証券評価差額金	-	2
			評価・換算差額等合計	-	2
			純資産合計	18,914	24,312
資産合計	32,623	41,459	負債・純資産合計	32,623	41,459

(2) 損益計算書

	(単位:百万円)	
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで
営業収益		
受入手数料	49,786	51,702
トレーディング損益	-	-
金融収益	-	-
営業収益計	49,786	51,702
金融費用	-	-
純営業収益	49,786	51,702
販売費・一般管理費	43,385	43,388
営業利益	6,400	8,314
営業外損益		
営業外収益	251	84
営業外費用	156	228
経常利益	6,495	8,171
特別損益		
特別利益	-	-
特別損失	-	387
税引前当期純利益	6,495	7,783
法人税、住民税及び事業税	1,722	2,441
法人税等調整額	382	△ 53
当期純利益	4,390	5,395

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書
(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
2022年1月1日残高	490	390	13,644	14,524	0	14,525
事業年度中の変動額						
当期純利益			4,390	4,390		4,390
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	4,390	4,390	0	4,389
2022年12月31日残高	490	390	18,034	18,914	-	18,914

株主資本等変動計算書
(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
2023年1月1日残高	490	390	18,034	18,914	-	18,914
事業年度中の変動額						
当期純利益			5,395	5,395		5,395
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					2	2
事業年度中の変動額合計	-	-	5,395	5,395	2	5,397
2023年12月31日残高	490	390	23,430	24,310	2	24,312

注記事項

2022年12月期	2023年12月期
<p>1. 重要な会計方針</p> <p>1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 ・市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原価)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法によっております。</p> <p>3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>③ 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p> <p>4) 収益および費用の計上基準</p> <p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>3. その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>4. 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p>5) その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p> <p>① 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>1. 重要な会計方針</p> <p>1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 ・市場価格のない株式等以外のもの</p> <p>同左</p> <p>・市場価格のない株式等 同左</p> <p>2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間) のれん 13年9ヶ月 顧客関連資産 13年9ヶ月</p> <p>3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 退職給付引当金 同左</p> <p>③ 金融商品取引責任準備金 同左</p> <p>4) 収益および費用の計上基準</p> <p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>3. その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>4. 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p>5) その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p> <p>① 株式従業員報酬の会計処理方法 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>

2. 会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過措置の取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては、記載してありません。

(2) 未適用の会計基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

① 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

② 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、現時点で評価中であります。

3. 収益認識に関する注記

1. 重要な会計方針 4) 収益および費用の計上基準に記載の通りであります。

4. 貸借対照表に関する注記

1) 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

流動負債	
未払費用	1,683 百万円
固定負債	
長期未払費用	1,038 百万円

5. 損益計算書に関する注記

1) 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業収益	
運用受託報酬	5,516 百万円
その他営業収益	4,515 百万円
営業費用	
委託調査費	14,690 百万円
営業外収益	
株式従業員報酬	91 百万円
営業外費用	
支払利息	67 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1) 当事業年度末における発行済株式総数

普通株式	6,400 株
------	---------

2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

2. 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置の取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

同左

4. 貸借対照表に関する注記

1) 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

流動負債	
未払費用	1,327 百万円
固定負債	
長期未払費用	657 百万円

5. 損益計算書に関する注記

1) 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業収益	
運用受託報酬	6,387 百万円
その他営業収益	5,193 百万円
営業費用	
委託調査費	12,651 百万円
営業外収益	
支払利息	49 百万円
株式従業員報酬	174 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1) 当事業年度末における発行済株式総数

普通株式	6,400 株
------	---------

2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位:百万円)

2022年12月期			2023年12月期		
科目	借入先	借入金額	科目	借入先	借入金額
一年内返済予定の 関係会社長期借入金	ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	5,000	一年内返済予定の 関係会社長期借入金	ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	-
関係会社長期借入金	ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	-	関係会社長期借入金	ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	6,000

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

	2022年12月期			2023年12月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
流動資産						
株 式	-	-	-	-	-	-
債 券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
固定資産						
株 式	-	-	-	-	-	-
債 券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	100	103	3

4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法

- 「苦情等」の取扱いに当たっては、金融ADR (Alternative Dispute Resolution - 裁判外紛争解決手続) 制度も踏まえつつ、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、顧客等の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図るものとしております。
- 顧客等からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てるものとしております。
- 顧客等から預かった個人情報、「個人情報取扱規程」および「個人情報取扱運用細則」に従って適切に管理するものとしております。
- 「反社会的勢力」(犯罪組織等)による「苦情等」を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行うものとしております。
- 顧客等に対して「苦情等」の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限り顧客等の理解と納得を得て解決することを目指すものとしております。
- 社内での対応により「苦情等」の解決を図ることができず、事案と性質に応じて法務部門とコンプライアンス部門が適切と認める場合には、顧客に外部の紛争等解決機関を紹介するものとしております。
- 一般投資家の場合は、契約締結前交付書面の交付に際し、金融ADR制度についての説明を行うものとしております。同顧客から「苦情等」の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは同顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行うものとしております。

内部監査体制

内部監査部の責任は、取締役会の監督下で独立して遂行され、内部監査部員は日本の内部監査部長に報告しております。日本の内部監査部長は本社の内部監査本部長に直属しており、また内部監査本部長は、社外取締役で構成される本社のオーディット・コミッティに報告を実施しております。

内部管理部門の概要

取締役会の下に経営委員会を、その下にリスク検討委員会及び新商品等検討委員会を設置しております。リスク検討委員会は、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題の監視・監督並びに、業務・運営管理にかかる重要事項についても検討し、法令等遵守や内部管理体制の確立及び充実強化を図っております。また、当該委員会の下、利益相反行為等を防止するための情報管理の徹底、禁止行為の周知等、業務間の弊害防止のための体制も整備しております。新商品等検討委員会は、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持っております。

2. 分別管理等の状況

該当事項はございません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第3号に規定する子会社及び同条第7号に規定する関連会社に該当するものはございません。